ジェンダーと女性の権利 —— 中国憲法の民生に対する配慮

Zhengjun, A gender perspective into the Constitution research — Highlight the concerns of the Constitution on people's livelihood (2007)

> 鄭 軍¹ 鈴 木 敬 夫 訳*

この論文は、中国法学会憲法学研究会 2007 年年会 (10 月 20 日、於厦門大学) における報告論文 (中国語) である。

目 次

序

- I. 論題の論理的構造
- 1. 社会的性別の視角は、先進的文化(性別的文化)の一部分であること
- 2. 憲法研究そのものは、引き続き深化させ、より発展させるべきであること
- 3.「人間を本とする "以人為本"」憲法の科学が、性別平等の研究について不可 欠であること
- 4. 社会類型の変換期における社会建設には、憲法による民生への配慮を反映させる必要がある
 - II. 論題の理論的および実践的意義
- 1. 理論的意義
- 2. 実践的意義
 - III. 論題の難点に関する確認と解決

中国・汕頭大学法学院教授、憲法および行政法の大学院修士課程指導教師。

- 1. 社会的性別の視角を憲法研究に取り入れるには、一定の困難がある
- 2. 取り入れる困難を解決する方法には、三つある
 - IV. 論題そのものの衝突と極限性
- 1. 論題そのものの衝突
- 2. 論題に内包する極限性 結び

序

憲法の研究を性の平等という問題にむすびつけて、その関係が社会の発展に与える影響、および双方が互いに促進しあえるかどうか、どうすれば相互促進が可能かという問題を検討すること、これがまさに私の研究課題である。しかし、さまざまな原因によって、この研究はながく進まなかった。それは、個人的な研究能力が足りないからだけではなく、私にとって心底困惑するようなことがらであって、今もって払拭できないでいるからである。その困惑とは、平等の理論、法律の規範があまりにも現実とかけ離れており、性差別は当たり前だと考えられているばかりか、それは為すすべのないことがらとされており、平等の理論それ自身の葛藤についても、ひどく厄介な問題であるからある。また、研究方法の選択や対処方法の提起も、私をしばしば躊躇させている。だが、これこそが、私を強く魅きつけ、研究意欲をかりたてる理由でもある。

第一 近年来、さまざまなマス・メディアでも、また私自身が加わっている学術研究会においても、国家の基本法としての憲法があまりにも高貴な存在になり、大衆から浮き上がってしまい、人びとはそれを敬遠して畏敬はしているものの、進んで遵守しようとしていないことが見受けられる。

第二 社会における性別平等の問題は、すでに国連が全世界に向けた 戦略的に注視する問題となっており、中国政府もこの推進を承認してい る。さらに学際的研究においても、中国では多種多様、さまざまな階層 できわめて旺盛な発展がみられる。しかし、憲法学界ではさほど大きな 関心を寄せることなく、あるいは局部的な問題として無視したり、時に はその話題を公法の分野で検討することすら適当でないと避けられ、一瞥の値もないものと思われたりしている。それに対して、女性を研究している研究会の諸氏は、憲法を強調してはいるものの、いつも「つかず離れず」で突っ込んだ検討をしておらず、そして「男女平等の国策」を論ずることがあっても、憲法で強調されている性別平等をあまり論じようとしない。

第三 上記の二つの問題がもつ困惑状況からみて、もし憲法の研究で は、女性の発展あるいは性別平等などの問題を扱うべきではないと回答 すれば、憲法が権力を制約する手段としてもっている権利保障を目的と する中心的な理念は、はたして実現できるであろうか? もとより権利 保障の理念には、男女の権利を同じように保護することが入っているが、 問題は、誰でもが知っているように、現実の男性と女性は、多くの場合 に平等でないのではないか?ということである。そうでないとすれば、 女子大生の就職が困難な問題は、教育界や婦人界でつねに指摘される問 題にはならないはずである。2 さらに立憲国家では、その国策は段階的戦 略を反映する一種の手段であるが、それが憲法原則より高い方略になれ ばなるほど、憲政の法治統一の原則は、いかに実現されるべきであろう 憲法の尊ぶべき地位および憲法の平等原則は、はたして、いかな る役割を発揮すべきであろうか? 以上のような考え方に立って、この 拙論においては、憲政と社会性別の平等などの概念、およびその関係に 関する分析と検討を通じて、憲政下における性別平等について考察した い。また、憲政研究の視野を広げることによって、憲政が果たすべき使 命と役割を促進させたい。社会性別の平等ないし社会の公正、文明、調 和、進歩のために、制度的保障の資源を開発しようではないか。要する に、このテーマは、国際的な調和と発展からの需要、国内にみられる社

² 全国婦人研究会の下にある唯一の専門委員会が婦人教育委員会であることは、女性と教育との問題が多く存在することを証明している。この委員会は、2007年11月に北京で第四回の年会を開催する予定。そのテーマは「女子大生の就職に関する諸問題」である。

会建設からの要求、さらに憲法学分野における憲法研究をもっと深化させようという要請を礎に選択されたものである。

Ⅰ. 論題の論理的構造

社会的性別の視角を憲法の研究に取り入れることは、つぎのような問題に基づくものである。

1. 社会的性別の視角は、先進的文化(性別的文化)の一部分であること

社会性別は、英語の"gender"から翻訳されたもので、特定の社会における男性あるいは女性の集団的特徴、役柄、活動および責任に関する概括的な描写である。社会的性別は一つの過程であり、一つの構造であって、異なる性別の社会的地位を決定して、3社会的な性別平等、すなわち男女平等を強調するものである。この理論は女性問題の研究について、「女性を研究する」ことから「女性の研究」へと変化したもので、4西方の女権主義が性別平等を推進するなかで提唱された、男女両性の合理性とその平等の発展に対して積極的意義をもつ新しい概念である。5

³ 女性主義の理論と実践は、資本主義革命の初頭よりすでに存在したが、社会的性別の概念は、Ann Oakley の『生理的性別と社会的性別』(Sex and Gender)が 1971年に出版されて以来、はじめて広く利用されるようになり、女性主義理論の中心になっている。沈奕斐著『組み立てられる女性』(上海人民出版社、2005年4月)第26-27頁、44-45頁;周楽詩主編『女性学教程』(時事出版社、2005年9月)第76頁参照。

[「]女性を研究する」ことは、男性の視点で女性を研究することにかかわるが、「女性の研究」は、女性主義の視点で女性の問題について反省し、研究するものである。

^{5 1991} 年から国連の「人類発展報告」のなかに、性別発展の基準が導入されて以来、 男女平等などの要因を発展の基準として取り入れるようになった。1995 年からは、 国連の「人類発展報告」のなかで、「性別権利の賦与基準」も導入された。2000 年に、 国連ミレニアムサミットでは、「国連ミレニアムサミット宣言」に署名され、性別の 平等を促進して、女性に権利を付与することが、千年発展目標の重要な内容とされ た。すなわち、男女平等は、すでに国際社会で発展を評価する重要な基準をなって いる。もちろん、われわれにとっても、調和的発展を実現させる先進的文化の基礎 と重要な行動および目標評価の基準となっている。

社会的性別の概念は、国際的な女性の発展運動と近代の女性問題に関する研究の成果であり、男女両性の分別を総合的に参酌する研究である。その理論は、各種の学術研究に、性差別の問題を解決するための新しい視角を提供するだけではなく、現代人が伝統的な社会関係を尊重し認識するために道を拓き、新しいルートを提供するものである。6

社会的性別の概念は、これまでの女権主義の観点とは異なっている。 女権主義の概念は、女性の権益保障だけを強調したのに対して、「社会的 性別」の概念は、「女性」についての表現により中立性をもたせている。 急進派の女権主義は、男性を対立面として、自分が「父権制理論」を作っ たという考えを固持して、女性の地位を向上させる一方で、男性の地位 を引き下げることまで主張している。7自由主義の女性主義理論は、その 基礎が憲政にいう個人の権利、公正、自由などの理念と似てはいるが、 女性と自然を無視することに同意するものである。それは、依然として 男性の規範を基準としており、女性に対して男性と同じように変わるよ うに要求するが、そのなかに存在する、隠されている差別をおろそかに するものである。8 社会主義の女性主義理論がもつ基礎は、マルクスの社 会制度理論と階級圧迫理論であり、女性の不利な地位が、個人のもつ能 力が原因で形成されたのではなく、歴史的、社会的原因によるものと主 張している。ただし、その理論が主張するのは、階級観あるいは男性を 基準とする男女平等の観点である。とくに、女性の地位に対する配慮に 限定されている。これに対して現在の社会性別の理論は、男女平等を同

⁶ 周安平「社会性別と法学研究」、譚林・姜秀花編『社会的性別平等と法律研究および対策』(社会科学文献出版社、2007年1月)所収、第9-16頁参照。

⁷ 李銀和『女性権力の決起』(文化芸術出版社、2003年)第146頁、沈奕斐著『建設された女性』(上海人民出版社、2005年4月)第97-99頁参照。

^{*} 隠されている差別とは、すべてのものに対して同じ要求と基準を求めることである。ただし、同じ基準は、男性の客観的に同一視する基準である。表面から見れば、公平のために無差別的に対応しているが、実際には、もっと本質的な差別をおろそかにして、表面的あるいは明らかな差別とは異なる、人びとに発見されにくい差別となるものである。

時に比較できる範疇に取り入れ、性差別が男女に及ぼす異なった危険を 強調して、それを通じて性差別の社会現象を統一的に批判するための基 礎を与え、男性も性別平等の促進に加わるようそのルートを提供して、 新たに女性の発展に向けた同盟軍を見出している。

社会的性別論の提唱と発展は、調和的文化の声明と発揚に新しい舞台を提供している。同時に男女平等という社会的気風の形成、社会正義と公平の絶えない発揚、および社会主義社会の中心的な価値体系の展示にも、豊富な文化的要因を提供している。胡錦濤総書記が共産党第17回大開で発表した報告で指摘したように、現在の文化は、ますます民族の凝集力と創造力の重要な源となり、ますます総合的な国力で競い合うさいの重要な要因となっている。りたがって、社会的な性別平等の理論が性の平等という理念を体現し、先進的文化を反映することになれば、「男尊女卑」というような腐りきった文化を廃絶する武器を提供するだけではなく、男女の積極性をも引き出す先進的理念が形成される推進力にもなるわけである。したがって、社会的性別の視角を憲法の研究に取り入れるべきである。

憲法研究そのものは、引き続き深化させ、より発展させるべきであること

(1) 社会の発展は、憲法学の使命と発展を推進するものである。「根本的法則がもつ使命的特徴は、憲法そのものの合法性の問題を解決して、価値の源泉と論理的方法を通じて、憲政の証明を成し遂げることであり、その主なルートは、人間を本とする、または自由を中心とした価値法則を、政治法則と手続法則に変換すること」であるから、10 中国の政治的動力と政治正当性の問題を解決するキー・ワードは、人民がいかに主権を

^{9 「}胡錦濤同志報告摘登」(『掲陽日報』2007年10月16日第3面所収)参照。

¹⁰ 夏勇「憲法改革の理論問題について」、中国選挙と治理サイト、2004年12月31日、 http://www.chinaelections.org/NewsInfo.asp?NewsID=79851。

行使するかということである。全国人民代表大会の構成が、性別の平等をよく反映し得ないような場合、あるいは他の憲法的主体の権力に偏向して、一種の性別、たとえば女性の必要的参政権に影響を及ぼすような場合には、国の憲政制度の合理性と公正性は、必ずや一定の範囲にとどまり、十分には実現されないといえよう。したがって、社会的性別の視角を憲法学の研究に取り入れることは、現段階において憲法学が今日の社会発展や人権を保障する役割に応えるよう、もっと発展すべきだという要請に適うものであって、ひいては憲法の科学に生命力を与えようという明確な要求にも応えることになる。

(2) 社会の公平は、憲法学が一歩進んで平等に関心をもつよう要求する。科学の発展は、社会発展の鏡であり、社会の建設と発展を自ら推し進めるもので、それは科学が生命力をもっているという確かな証である。国家の根本法学である憲法学も例外はない。「社会の公平と正義は、社会調和の基本的条件であり、その制度は、社会の公平と正義の根本的保障にほかならない」¹¹ から、制度の樹立を強調することは、まさに憲政制度の整備と発展の訴えであると理解すべきである。理論上は、憲政制度の力量と対抗できる力がないとしても、性別の面から憲法問題を検討して、憲法学の研究範囲と視野を広げることは、時代発展の要請であるばかりか、さらに憲法学の研究をもっと深化させようという要求の顕れでもある。「自然科学は人間の自然的属性に関心をもっているが、社会科学は人間の社会的属性に関心をもっている。しかし、大多数の伝統的な科学は、人間の'性の特性'という自然と社会の間に存在する重要な属性に対する関心と研究をないがしろにしている。」¹² それゆえ「社会的性別」という一つの普遍的価値をもっている概念が、憲法学で重要視され、さらに憲法

中国共産党第16回大会第6期全体会議「社会主義調和社会を建設する重大問題に関する決定」参照。

¹² 蘇紅主編:『多重視角における社会性別観』(上海大学出版社、2004 年)第 13 頁参 照。

文化の一部分となって、はじめて性別平等は生存し育まれる土壌を得ることになる。それは性差別を排除し、これまでもっていた「男尊女卑」などという不平等な観念を否定するルートを提供することができるといえよう。憲法学の科学が、自覚的に憲法関係の異なる主体、たとえば、生理上の性別が区分されている男女両性の異なる状況と経験を重要視し、国家の基本的制度を建設し、国家の根本的任務および実施方策を設定すれば、憲法学の中心的機能である権力制限の機能あるいは権利擁護の機能は、13 最大限に、かつ科学的に社会の客観的現実を反映して、社会の公平と発展に向けて根本的な制度上の保障をタイムリーに提供することができよう。

3.「人間を本とする *以人為本*」憲法の科学が、性別平等の研究に ついて不可欠であること

憲法の科学は、人権保障を究極的な目標としている。したがって、憲法学の発展は、科学の研究成果の蓄積、研究品質の向上、高レベルの学歴をもった学生数の増加、あるいは大学院修士課程および博士課程学生の養成機関の増設によって影響を受けるが、その成果として、社会的性別を主軸とする観念と戦略が中国で受容され、実践されるようにならなければ、14 こうした研究に対する憲法学の遅れは歴然としたものになるのは明らかである。このことによって、憲法の科学は、法学研究上の"短所"となるおそれすらある。15 それは、憲政制度と関係する社会学科に影

¹³ 政府の権力を制限する役目と異なる、性別という国民の権利を擁護する役目である。

中国は、「北京行動綱領(The Beijing Platform for Action: BPFA)」を承認し、その加盟国である。1995年に、江澤民主席は、中国政府を代表して第4回女性代表大会で挨拶をし、男女平等をわが国の社会発展の基本的国策とすることを承諾した。この発言は、国家憲法の男女平等の原則を表すだけでなく、市場経済の発展における、バランスの取れない女性の発展に対して、実際的かつ有効な政策条件を提供したものである。

¹⁵ 憲法学界の発展は、他の法律学科が発展する必要な前提である。憲法の毎回の改

響を及ぼして、さらに人文科学の発展の遅れをも引き起こしてしまう。16 憲法学の進歩は、他の法科学および社会科学の発展に直接に影響を与えるものであって、憲法観念をもっと新しくする視角の拡大も、社会学科の理論的発展を整える出発点や基礎になる。憲法至上の原則は、調和社会を樹立する制度的基礎であり、各種の社会的矛盾と法律的衝突を解決する制度的前提である。17 したがって憲法学の研究は、法律の中心的研究分野として、必要な性別に関する敏感さ18 がなければ、制度を設計して国家発展の総合的な計画を編成するさい、社会的性別という世界で注目されている難題について、なに一つ対処できないことになる。そればかりか立法の科学化および大学教育における憲法の科学的地位にも影響を与え、19 ついには性別問題が各種の社会的矛盾と法律的衝突をきわだたせ、社会発展の障害になる恐れもあろう。

正、憲法内容の毎回の増減および異なる時期における憲法上の権利表現は、憲法が 社会問題を解決するために工夫することを反映している。憲法学理論の発展は、国 家リーダと社会各界が限り有る政府問題および人権問題に関する深い注目を引き 起こすものである。したがって、憲法研究が社会的性別について注目しない状況は、 重要視され見直されるべきである。そうしなければ、法学との「水桶」は、憲法学 という中国科学の「水桶の板」の欠如によって、法学研究のレベルを低くさせるわ けである。

¹⁶ たとえば、憲法、憲政制度の発展は、国家法律の採択と実施、および各種の制度 の樹立に直接の影響を与える。また政治、経済、社会、文化、家庭など異なるレベ ルの問題へも、異なる程度で影響を及ぼすものである。

¹⁷ 莫紀宏氏の発言(梁婕「公平正義がなければ、社会調和はない―中国社会科学院 法学研究所莫紀宏教授に対するインタビュー」、『光明日報』2006 年 11 月 12 日)参 照。

¹⁸ すなわち、性別の発展状況を基準として社会的性別平等を評価し、調整して推進 する認知方法と考える慣習である。

¹⁹ 人類学、政治学、歴史学、新聞学、女性学、経済学、法学等の学科が、自らの学科内容と形式で、性別平等の問題を検討しているのに、根本法としての憲法が、これを傍観して参与しないでいられるか。大国は大国の国際的責任を負うのと同じように、憲法学が民生を重要視する場合には、性別平等への関心を無視してはならない。それは、ただ女性の権益と関係するだけでなく、国のすべての国民の権益とも関係するからである。

もちろん、憲法が配慮すべき問題の増え方は、ある意味で憲法がもつ問題解決能力の程度と正比例する。憲法は、人種、民族、地域の相対的な平等という問題を解決した後に、性別平等について注視すれば、民生と人権に対する根本法の実際的影響を体現できるだけではなく、憲法の科学そのものの生命力を強調できる。まさに憲法学者が「現代憲法学は、社会の変革のなかで、自ら体系の開放性と理論の現実適応性を向上させて、さまざまな思想とその潮流を吸収している。憲法学の開放性は、自らの生命力を保持するための重要な条件である」²⁰と述べたように、憲法研究に社会的性別という新しい観念を取り入れることは、それと同じ道理よるものである。

4. 社会類型の変換期における社会建設には、憲法による民生への配 慮を反映させる必要がある

政府権力を制限し、人権の実現を保障する憲法学の研究としては、社会類型の変換期において、市場経済がバランスの取れないまま推し進められている条件の下で、女性は政府の行為による調整措置を享有することが低くなってきていることに注視する。21 それでは、政策的支援を提供することで男性との格差を縮小させ、社会の発展と性別平等の促進をいかに検討すべきか。これには社会公平と民生状況との調整が関係している。したがって、よりマクロ的かつ抽象的に法制度を整備することを通じて、その調節機能の実際的な効力を確かなものにすることが必要である。

憲法は近代国家の基本法であり、国の立法、法律の執行、建制の基礎 と根拠であるので、男女の性別平等が市場経済の発展によって人為的に

²⁰ 徐秀義、韓大元主編:『現代憲法学基本原理』(中国人民公安大学出版社、2001年) 第3頁参照。

²¹ 蒋永萍主持「第2回全国女性の社会地位に関する調査報告」(2004年ハルピンシン ポジウムの資料)参照。

格差が拡大されているような場合には、女性の人権は、基本法の制度的要請の下で守護されるべきである。とくに、国家が社会保障、医療保障、教育発展および就職など、基本的な民生面において、性別が原因でアンバランスな現象と問題が起きている場合、社会的性別の視角を憲法学の研究分野に取り入れることは、とくに社会類型の変換期では、社会発展と科学発展の共通の要求といえよう。このことは、憲法の科学が社会のホットな問題だけを追いかけて、単に男女平等という問題を注目するというのではなく、むしろ憲法のもつ調整機能、機能設定、価値の選択方向、および憲法の平等原則とその価値秩序を通じて、現実の社会における法律、法規、条例、政策に実際的な影響を与え、社会的性別の問題を憲法研究の分野へ導入する必然性を確かなものにすることである。

他の面から見れば、憲法の科学にとって、社会的性別の視角を採用することは、性別平等などの問題、たとえば人種、民族、地域平等などの問題を制度上根本的に解決させる上で有利であるばかりか、また憲法価値と憲法機能に対する社会大衆の理解や、国内外における性別平等の問題に対する憲法上の調整にとっても大切である。

Ⅱ. 論題の理論的および実践的意義

1. 理論的意義

社会の建設には、新しい概念、新しい理論が求められる。改革論、市場経済論、継続的発展可能性の理論、調和社会の理論および社会的性別平等の理論は、社会建設と発展に影響を及ぼす理論である。社会的性別論がもっている社会的性別の制度、性別平等の制度、性別の政治、性別の統治、性別の構造およびそれから生ずる多面的な性別の問題は、すべて民生問題と結びついている。女性主義の研究から明らかなように、ほとんどの科学は、性別を無視している。女性の従属的地位を変えるためには、中立的な性別の視角を選択しなければならない。それゆえ、社会的性別という視角がもつ理論的価値は、はかり知れないものである。憲法学に社会的性別の視角を取り入れることができれば、その理論的価値

は、およそつぎのようなものとなろう。

- (1) 憲法の研究分野を拡大すると同時に、自らも多面的な発展も遂げ ることになる。南京の周平安教授が指摘したように、社会的性別の視角 は、これまで社会関係モデルに対する認識を変えるだけでなく、「伝統法 学の法律関係に対する関心は、主として公共分野に集中しており、公共 分野の政治関係と私人間の性別関係の結びつきを無視しているから、法 律でいわれる平等関係は、ただ性別的要因として存在することが法律文 書に留められるにすぎない」22という問題の指摘も、われわれに注意を喚 起させている。憲政は、憲法を中心とする一連の法律の実施制度の総称 である。憲法学は、憲政問題を主要な研究対象とする。その研究過程で は、憲政を推戴する者が広範な民主と平等を推進する一方で、男性の面 から広範に存在する性別による支配関係を見逃して? ひいては問題を 回避するか、容認するという態度を取っている。これをいかに解決すべ きであろうか。平等や博愛の精神をもった憲法研究者は、また実際に女 性の地位が低い状況をどう解決しようとしているのか。民主と平等の憲 法原則をもって、社会や家庭のどこにでも見られる性差別をいかに処理 し、どう評価すべきであろうか。
- (2) 憲法の機能を強化することによって、憲法のシステム問題が進展する理論的な価値に影響を与える。最も重要なことは、社会生活のさまざまな面で、人びとに対して憲法がもっている人間に対する配慮を感じさせることである。「社会的性別の研究は、『性をもつ人間』の視角から法律を考量すること」である以上、伝統的法律人が仮定した人間は男性を基準とする人間であり、伝統的法律人による権利と義務の設定も、男性の経験と男性の要求を基礎としているから、23 それは不合理である。したがって、性別の視角を憲法研究の分野に取り入れ、それを立法および

²² 周安平「社会性別と法学研究」、譚林・姜秀花主編『社会的性別平等と法律研究および対策』(社会科学文献出版社、2007年1月) 所収、第9-16頁参照。

²³ 周安平「社会性別と法学研究」、譚林・姜秀花主編『社会的性別平等と法律研究および対策』(社会科学文献出版社、2007年1月) 所収、第10頁参照。

公共政策の分析に導入するプロセスは、立法と公共政策に人間の本性を体現することを意味するものである。それは、また伝統的法律にみられる人間の位置や立法がただ抽象的に「人間」を検討しているのとは異なり、性別を無くすことによって子どもを産む義務を女性に負わせる不合理な障害も排除できる。女性が出産問題から就職上差別されるという状況、および法律に性別的視点がなく盲目である状況は、女性の権益保護に対する欠点24であり、できるだけ早く法改正がなされるべきである。たとえば、妊婦が公傷で損害を受けるのは、二つの法主体である。すなわち、妊婦と胎児である。国家と社会は人間の存在価値を認め、すべての国民の法の下における平等を保障すべきである。確かに憲法の規定に基づいて胎児の相続権は保護されてはいるが、25胎児の生命と健康は保障されているであろうか。それでは、いかに保障されるべきであろうか。

(3) 憲法をもって効率ある性別企画を実施し促進することは、性別的な予算措置、差別反対にみられる他者に同化される²⁶ 差別など、憲法実施にともなう一体的な理論の発展を推進させことができる。

社会的性別の視角は、男女平等を訴えて、これまでの男女平等論や女性発展論にみられる欠陥と不足を補ってきた。²⁷ 社会的性別の視角を

²⁴ たとえば、わが国現行の法律体系で、公傷の認定条件に性別的視角がないので、西安のある女性が、妊娠時に感電されて、児童の知的障害を負わされたが、法律上の救済を求められなかった例が、典型的であり、憲法学界で注目に値する。郭惠敏等「公傷法における性別の空白と差別一妊婦が公傷を負い、胎児が損害を受けた事件に関する分析」、譚林・姜秀花主編『社会的性別平等と法律研究および対策』(社会科学文献出版社、2007年1月)所収、第90、91頁参照。

²⁵ 現行憲法第11条の規定参照。

²⁶ ボーヴォワール (Simone de Beauvoi) が、『第二の性 (Le deuxieme sexe)』で指摘したように、人類社会の歴史と文化の長い流れで、男性は、絶対的な主体として存在しており、人間といえば男性を指すが、女性は、男性の対立面と付属体として存在して、男性の客体と「他者」である。ここで「他者」とは、男性に対して、女性の瀬戸際的な、見知らぬ、特殊的、また男性より低い立場と地位である。

²⁷ 周安平「社会性別と法学研究」、譚林・姜秀花主編『社会的性別平等と法律研究および対策』(社会科学文献出版社、2007 年 1 月)所収、第 9 -16 頁参照。

もった憲法研究は、性別平等に立法上の源泉を与え、さまざま異なった 領域で深められている諸研究に、基礎的な支援を提供することができる。 伝統の男女平等論は、実際に、「男女が同じであることが平等である」と 主張している。たとえば、女性に就職の権利を付与して就職条件の保護 に寄与しているが、その一方で女性が就職と同時に家事も担当しており、 女性に対して二重の負担を導いた。また、われわれの誰もが承知してい ることだが、公私という領域の違いを口実にして、女性を家庭に留めおいても、女性が家庭で主導的立場に在ることを意味するものではない。 高級品を購入するかどうかは、大体が男性によって決められて、女性は、 往々にしてその色、デザインなど些細なことについてだけ一定の発言権 をもつにすぎない。要するに、性別的役割の位置づけ、性別平等の差異お よび性差別の多様性は、憲法研究の視角を増やし、あるいは多くの視角 変換を余儀なくさせて、より深刻な理論的意味をもつようにさせている。

2. 実践的意義

憲法と民生の緊密な関係を反映してこそ、社会的性別が主流となった 発展を促し、人権保障、性別平等の実現によりよい環境を提供する。憲 法研究における視角の変換は、女性発展²⁸ の緊迫した認識にかかわるだ けでなく、民族、人種、異なる女性団体の実際的な利益、そしてすべて の国民の平等な権益にもかかわるものである。「性差別は、社会の全面的 かつ健康な発展を阻害するもので、その差別は、女性にとって社会から の一種の桎梏になっており、それはまた男性社会と男性個体に対するあ

^{*} 女性の発展とは、一定の意味で婦人の発展の概念と同じであるが、それぞれカバーする範囲に明らかな差異がある。女性の発展は、女子児童の発展と異なる世代、異なる生活環境および異なる勤務環境の女性の発展問題を含んでいる。この論文で、女性の発展という概念で関係問題を検討するのは、まず、女性の発展との概念が、婦人の発展より範囲が広く、女子児童の発展までカバーするからであるが、また、学界では、婦人という概念が大人の女性を指す以外に、見下す意味をもつ概念でもあって、社会文化、慣習と伝統概念が大人の女性にもっている差別と偏見を伝えて、コピーし、描いているのである。

る種の重荷にもなっている。」²⁹ したがって今日の社会的性別論は、社会調和と憲法における男女平等の原則の実現を促進させる面で先進的であり、憲法の原則をより具体化させて、女性の発展を配慮すると同時に、男性の権利をも配慮しようとするものである。そればかりか、さらに深いレベルで平等権の原則を実現させる必要性を明らかにして、女性に対する特別な保護を男女両性に対する同価的な保護に改め、あらゆる人間の全面的な発展に条件を提供して、すべての男性と女性に、性別的な制約を排除するよう基礎づけるものである。憲政において性別平等の実現を配慮することは、すべての国民に、自由と理性にもとづき合法的に自分の望む生活を選択させ、最もよい自分になるように促すものである。

女性の発展にせよ、性別平等にせよ、基本的には女性が主体意識について目覚めることにあるが、そのための公共の力の介入と影響に反対する人がいる。筆者は、女性の発展には、公共の力の介入を求め、執権政党および政府の指導と支持が必要だと思う。それは、中国共産党が陝西、甘粛、寧夏解放区で政権へ関与したさい、女性の発展を推進した実践からも立証することができる。国家の関与によって女性の発展を実現させることと、女性が主体意識に目覚めることとを対立させる論点には、なんら科学的な根拠はない。30

男女が公平に改革の成果を分かち合うのに最も重要なことは、「男性が外のことに主に責任を負うが、女性が内のことに主に責任を負う」という観念や、男女の表面的な平等が、現実の差別を覆い隠しているという、そのような危険な観念を明らかにすること、と指摘する人がいる。さらに、女性が出産することを理由に憲法上の保護を求める問題について、制度設計と充分な配慮など、性別の差異に関する多方面の配慮がなけれ

²⁹ 彭南林「両性平等と調和発展に関する思考」、『特区理論と実践』2003 年第 1 号所収参照。

³⁰ 崔蘭平、鄭軍:「抗日戦争期における中国共産党と女性の発展」、陝西省社会科学 基金「中国共産党が延安に駐在した時期に女性群衆を団結する歴史的経験」研究プロジェクト (05B001Z) の段階的成果参照。

ば、憲法に規定されている「男女平等」は実現できない、と主張する人もいる。たとえば、「男性にできることなら、女性にもできる」との言い方が、その典型的である。このような言い方は科学的ではなく、女性にとって不公平であり、真の意味の平等でもない。だからこそ、性別制度を憲法研究に取り入れるべきなのである。制度設計において女性が出産に基づいて要求する相対的平等をしっかりと配慮しさえすれば、徹底的に男女平等の実際問題を解決することができよう。民生問題を解決するために、女性の教育を受ける権利を実現させる要請、就職を拡大する発展戦略を立てる要請、収入分配の制度をもっと徹底して充実させる要請、都市と農家をカバーする社会保障と医療保障などを整備する要請など、こうした配慮が必要なのである。その具体的な問題については、男女別の統計を基に考察すべきである。こうしてこそ、男女の公平が保障されるというものである。

Ⅲ. 論題の難点に関する確認と解決

1. 社会的性別の視角を憲法研究に取り入れるには、一定の困難がある まず、社会的性別という概念そのものに一定の曖昧性が見られるから である。はたして、社会的性別と人間の社会性と衝突するであろうか。 社会的性別は、歴史研究・分析における有効な範疇として、31 性別衝突の 二重性および研究の時間的、方法的、そして手段の極限性を決定する。

2. 取り入れる困難を解決する方法には、三つある

- (1) 認識:概念は、客観に対する主観的認識であること。概念が人間に認められるまでには、自然な発展の過程があること。生活そのものの発展を、完全に明らかにするのは不可能であること。
 - (2) 認識:人間の認識が漸進することは、認識分野がまたがって発展

³¹ Joan W. Scott:「社会的性別:歴史分析における有効な範疇」、沈奕斐著『組み立てられる女性』(上海人民出版社、2005 年 4 月第 120-121 頁)に引用された。

することを決定づけること。社会体制の問題は、その体制に即して解決 すべきであり、根本法の研究分野と制度樹立は、体制問題の解決につい て有効性をもっていること。分野の二重性と社会発展の多元性は、人び との生活に影響を与えるという面で一致性を表すこと。

(3) 認識:時間が経つにつれて、社会公正の価値の選択方向と憲政制度の実施は、問題解決のルートと方法に対する人びとの認識を推進する。研究の視角は研究の方法を決定して、より多くの人が仁愛のために、あるいは自らの利益を保護するために、性別平等の社会を建設する活動に取り組むようになる。そして社会的性別の平等問題の重要性を認識すること、および問題を認識する手段が増え、その改造がなされることは、より多くの人びとに社会発展への潮流に参加するよう促すものである。性別平等と憲政実施の目的は、きっと達成できる。

Ⅳ.論題そのものの衝突と極限性

1. 論題そのものの衝突

憲法と民生問題の研究には、さまざまな内容とルートがあるので、社会的性別平等を推進するとはいっても、それはただ憲法の平等原則の一側面にすぎず、この問題の解決は、他の問題の解決を代表するのもではなく、また他の問題の解決を意味するものではない。

性別平等は、ただ性別の相対的平等を強調するが、性別平等の問題解決は、性別平等に関する不利な要因あるいは問題の一部分を排除することができるにすぎない。性差別は、国家と社会から排除されたとしても、徹底的になくなるものではない。異なる主体の認識がもっている、多くの要因に基づいて形成された実質的差異は、性別平等の推進の困難さを決定づけるものである。

平等問題そのものの複雑性からみて、主観と客観の認識の矛盾に基づき、性別平等の問題は、歴史や文化の累積、客観的事実の累積、さらには平等に内在する同一性平等の矛盾と差異性平等の矛盾によって、われわれの生活のなかに、長期にわたって存在し続けるものである。

2. 論題に内包する極限性

憲法と憲性機能の有限性からみて、社会的性別の視角が憲法研究の分野に取り入れられたとしても、すぐに効果が出るとは限らない。

人間を大体にして男女と分けられるとしても、男女平等の問題の解決は、国際、国内、あるいは国家と社会の要求によって、即刻解決できるものではない。時間も必要だが、男性と女性の共同参与も必要である。それは変革期の社会建設にとって緊要であるだけではなく、人類が発展し永遠に進歩を遂げるためにも不可欠である。女性が目覚めてアピールすることが要求されるのみならず、国家、社会の強制力、なによりも多くの男性の応援が必要となる。

結び

憲法を広め、憲法の研究を通じて、調和のとれた、豊かな文明の社会を建設するために、社会的性別の平等を提唱するためにがんばろう。性差別による性の好みで「男女の出産比率に大きな差がある」ことを公然と言い触らすのを止めよう! 性別による原因で家庭内暴力が、「暴力をもって暴力を抑える」という人間の惨事を引き起こすのを撲滅しよう! 制約された男性と女性を、束縛から抜け出させ、自由自在に憲政の枠のなかで最高の自分として生活させて、真に公正、平等、自由の憲政価値を実現させよう。

著者紹介:

鄭軍 (Zhengjun), Shantou University Law School professor. Northwest University of Politics and Law of the Faculty of Law, Professor of Administrative Law Master's Tutor Constitution.

- 1. Development of the CD-ROM feature China's first Constitution, "Broadcom Constitution research platform" (13 million words, the individual entries 800,000 words), in September 2003 from Northwestern University (audio-visual) Publishing House.
- 2. November 8, 2007 in the United Nations Development Fund for

Women organizations funded "gender mainstreaming and the legislature" International Symposium (Xi'an), the theme for the "constitutional framework of the development of gender awareness of the relevant legislation to promote."

3. 2007 No. 12 "NRI" Published papers: "gender mainstreaming in the new building in rural areas and promote the integration of -depending on the constitution and on the threshold of expansion."

*訳者:中国·汕頭大学法学院訪問教授